

令和3年2月16日

議 事 録

下 郷 町 農 業 委 員 会

下郷町農業委員会 令和3年2月定例総会議事録

招集年月日	令和3年2月16日				
開催年月日	令和3年2月16日				
召集の場所	下郷町役場正庁				
本日の会議	開会	令和3年2月16日	午後1時30分	議長	渡部 功
	閉会	令和3年2月16日	午後3時26分	議長	渡部 功
応招委員	1番	湯田吉春	2番	星正喜	
	3番	渡部道夫	4番	玉川勝久	
	5番	大竹貫一	6番	佐藤行正	
	7番	星 希	8番	渡部友之	
	9番	渡部博行	10番	佐藤輝男	
	11番	渡部 功			
不応招委員	なし				
出席委員	1番	湯田吉春	2番	星正喜	
	3番	渡部道夫	4番	玉川勝久	
	5番	大竹貫一	6番	佐藤行正	
	9番	渡部博行	10番	佐藤輝男	
	11番	渡部 功			
欠席委員	7番	星 希	8番	渡部友之	
議事録署名委員	10番	佐藤輝男	1番	湯田吉春	
農業委員会等に関する法律第32条の規定により報告等のため出席した者の職氏名					
本会議に職務のため出席した者の職指名	事務局長	大竹浩二	会計年度任用事務補助員	佐藤兼也	
議事日程	別紙のとおり				
会議に付した事件名	別紙のとおり				
会議の経過	別紙のとおり				

令和3年2月定例総会議事日程

期 日：令和3年2月16日（火）午後1時30分開会

開 会

開 議

会務報告

日程第1 議事録署名委員の指名
10番 佐藤輝男
1番 湯田吉春

日程第2	議案第1号	農地の現況確認証明について
日程第3	議案第2号	農地の現況確認証明について
日程第4	議案第3号	農地法第3条の規定による許可申請について
日程第5	議案第4号	農地法第3条の規定による許可申請について
日程第6	議案第5号	農地法第3条の規定による許可申請について
日程第7	議案第6号	農地法第3条の規定による許可申請について
日程第8	議案第7号	農地法第3条の規定による許可申請について
日程第9	議案第8号	農地法第3条の規定による許可申請について
日程第10	議案第9号	農地法第3条の規定による許可申請について
日程第11	議案第10号	農地法第3条の規定による許可申請について
日程第12	議案第11号	農地法第3条の規定による許可申請について
日程第13	議案第12号	農地法第3条の規定による許可申請について
日程第14	議案第13号	農地法第3条の規定による許可申請について
日程第15	議案第14号	農地法第5条の規定による許可申請について
日程第16	議案第15号	農地法第5条の規定による許可申請について
日程第17	議案第16号	令和3年度農作業労賃標準額について

散 会

閉 会

(会議の経過)

○議長（渡部 功会長） 開会に先立ちまして、ご連絡いたします。

本定例総会の途中に協議検討会を開催させていただきますので、よろしく
お願いいたします。

お知らせいたします。7番、星 希委員、8番、渡部友之委員より欠席す
る旨の届出がありました。

また本日は、全農地利用最適化推進委員は参集しておりません。

只今の出席農業委員は9名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから下郷町農業委員会、令和3年
2月定例総会を開会いたします。

これから会議を開きます。 (午後1時30分)

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配りましたとおりであります。

日程に入るに先立ち、事務局より会務の報告を順次行います。

○局長（大竹浩二事務局長） 議長。

○議長（渡部 功会長） 局長。

○局長（大竹浩二事務局長） (会務の報告)

○議長（渡部 功会長） これで会務の報告を終わります。

日程第1 議事録署名委員の指名

○議長（渡部 功会長） 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、会議規則第8条の規定により、10番、佐藤輝男委員、
1番、湯田吉春委員を指名いたします。なお、両委員には、本定例総会にお
ける議事録についての署名をお願いいたします。

日程第2 議案第1号 農地の現況確認証明について

日程第3 議案第2号 農地の現況確認証明について

○議長（渡部 功会長） 日程第2、議案第1号 農地の現況確認証明について
および日程第3、議案第2号 農地の現況確認証明についての2件を一括議
題といたします。

なお、資料事前配布により議案の朗読を省略します。

次に、議案の説明および推進委員からの報告を求めます。

○局長（大竹浩二事務局長） 議長。

○議長（渡部 功会長） 局長。

○局長（大竹浩二事務局長） 議案第 1 号 現況確認証明について、および議案第 2 号 現況確認証明についての 2 件を説明させていただきます。

この証明案件につきましては、兼ねてより議案第 1 号の申請者である [REDACTED] より申請を希望されておりましたことから、10 月に実施いたしました農地パトロールにおきまして、当該農地をコースに入れさせていただいたところをごさいまして、その際、半数の農業委員の方が確認されていることから、推進委員の出席は行わないこととさせていただきますので、ご了承願いたいと思います。

議案書のページ 1 が議案第 1 号、ページ 2 が議案第 2 号となっております。それとは別刷りの、議案資料のページ 1 からページ 6 までが申請者より提出のあったものであります。また、議案資料のページ 55 に位置図を添付しております。

申請箇所は、[REDACTED] および [REDACTED] で、[REDACTED] が 780 m²、[REDACTED] が 370 m²となっており、登記地目は畑になっているところですが、現況が原野となっていることから、登記地目を変更したいとのことで証明申請となっております。

当農地につきましては、昭和 50 年代にはすでに耕作は行われておらず、スギなどの植林が行われている林地でありました。

現地は、その樹木は伐採されており原野化しております。

また、議案第 2 号につきましては、登記名義人はすでにお亡くなりになっている [REDACTED] となっておりますが、申請人は相続者となる [REDACTED] であり、関係書類の提出によりその確認は取れております。

なお、当地は周辺が林地であることや、今後、桜などの植林が計画されているなど、今後も農地に復元される見込みがないことを農地パトロールの際に委員の皆様にご確認いただいております。また、法務局より現時点で伐採されているのであれば、林地でなく原野とすることの指導も受けており、その指導に従いまして、原野としての申請となっております。

同様の旨の報告を横山利秋推進委員より、事務局の方で報告を受けておりますので、皆様にお知らせ申し上げたいと思います。

以上です。

○議長（渡部 功会長） ただいまの事務局の説明および報告に質問、ご意見等ございませんか。発言のある方は挙手を願います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（渡部 功会長） 質疑がないものと認め、これで質疑を終わります。
これから、議案第1号 農地の現況確認証明についての件を採決いたします。

お諮りします。

本案について、非農地であることを証明することに賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

○議長（渡部 功会長） 全員賛成でありますので、議案第1号 農地の現況確認証明についての件は、非農地であることを証明することで決定されましたので、申請者に対し証明書を発行することといたします。

続きまして、議案第2号 農地の現況確認証明についての件を採決いたします。

お諮りします。

本案について、非農地であることを証明することに賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

○議長（渡部 功会長） 全員賛成でありますので、議案第2号 農地の現況確認証明についての件は、非農地であることを証明することで決定されましたので、申請者に対し証明書を発行することといたします。

日程第4 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について

○議長（渡部 功会長） 日程第4、議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請についての件を議題といたします。

なお、議案の朗読を省略します。

次に、議案の説明、推進委員からの報告および検討事項の説明を求めます。

○局長（大竹浩二事務局長） 議長。

○議長（渡部 功会長） 局長。

○局長（大竹浩二事務局長） 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請についての件を説明させていただきます。

議案書は、ページ3からページ5までとなっており、[REDACTED]から[REDACTED]へ生前一括贈与するための申請となっております。

議案資料のページ7に申請書が、そして申請内容につきましては、議案資料のページ30となっております。

ご覧のとおりではありますが、議案書ページ4およびページ5にある農地を一括して贈与する内容の申請でございます。この件につきまして、2月1日月曜日午後1時より、星 希農業委員、猪股芳文推進委員とともに確認調査を実施いたしました。

従来、家庭内の一括贈与の場合、現地調査は省略していたところでございますが、実は、今年度の農地現況確認調査の結果、ここ倉水地区におきまして農地の二重登記が多数発覚したため、今回の申請箇所についても、その箇所が含まれているかどうかの確認を行ったところでございます。

この二重登記とは、一つの農地に対して二つの登記地番が存在するというものであります。

まず、この二重登記になっている原因であります。昭和40年代に倉水地区は農地の区画整理が行われております。その際、原因は判明しておりませんが、新たな区画としての登記は行われたものの旧区画部分の廃止手続きが行われていないものであり、倉谷地区の一区画一帯ですか、それから水抜地区の一区画がその対象となっております。

なお、この解消に向けまして、土地改良区および町当局との話し合いを行い、土地改良区側で事務手続きを進めていくことになりましたが、その筆数も多数あることや約50年が経過していることから、相当の時間を要するものと思われま。

また、法律上は二重登記であろうとなかろうと、でございますが、法務局にある台帳が法律基準となるものであり、農業委員会といたしましても今回は法務局にある台帳の登記事項の所有者移転を認めるものかどうかということになります。

今回の[REDACTED]の申請には、確認調査の結果2筆について二重登記がございました。

しかしながら、所有権移転を認めるかどうかの審査となりますことから、

その判断基準は、移転先、譲受人の方が農業を行えるかどうかということになります。

譲受人の■■■■■は現在、会社員であり、全農地を営農するかどうかということになりますが、所有権移転後、一部の農地については農地中間管理機構を通じて集積として委託する予定であります。

もともと譲渡人である■■■■■が農地中間管理機構を通じて担い手農家に対しての集積を行っていたとありますが、今回の生前一括贈与を行うにあたり、この契約を解約し、今後新たに譲受人である■■■■■の名義で申請も行われる予定であるとのことでございます。

また、集積として引き渡さない農地につきましては、自己管理を行っていくとのことでございます。

以上のことにつきまして、事務局において猪股芳文推進委員からの報告を承っております。

なお、農地法第3条第2項の要件は、別途配布してございますが、同居人による生前一括贈与のため、これには当たらないと思われまので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（渡部 功会長） ただいまの事務局説明について質疑、ご意見等ございませんか。発言のある方は挙手を願ひます。

○局長（大竹浩二事務局長） 議長。

○議長（渡部 功会長） はい、局長。

○局長（大竹浩二事務局長） 皆様、議案資料の方の7ページをご覧いただきたいと思ひます。

こちらに申請書の写しを添付してございますが、2番、許可を受けようとする土地の所在等の所在・地番のところに南会津町と記載されております。

当申請につきましては、司法書士の代行申請となっております。そのため、司法書士側の方でこの部分誤ったのかと思われまますが、この部分削除いたしまして、捨印がござひますので、4字訂正を入れさせていただきたいと思ひます。ご了承ください。

以上です。

○議長（渡部 功会長） ご質疑ござひませんか。質疑がないものと認め、これで質疑を終わります。

これから、議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請についての件を採決します。

お諮りします。

本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

- 議長(渡部 功会長) 全員賛成でありますので、議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請については、原案とおおり許可するものと決定されましたので、申請を許可することといたします。

日程第5 議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請について

- 議長(渡部 功会長) 日程第5、議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請についての件を議題といたします。

なお、議案の朗読を省略します。

次に、議案の説明、推進委員からの報告および検討事項の説明を求めます。

- 局長(大竹浩二事務局長) 議長。

- 議長(渡部 功会長) 局長。

- 局長(大竹浩二事務局長) 議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請についての件を説明させていただきます。

議案書はページ6であり、譲渡人は[REDACTED]、[REDACTED]。譲受人は[REDACTED]、[REDACTED]となっており、[REDACTED]の[REDACTED]112㎡、および[REDACTED]178㎡の2筆の畑を売買により所有権移転するものであります。

議案資料の方のページ10に許可申請書の写し、申請内容をページ30に添付してございます。位置図はページ56に添付しております。

当議案につきましては、令和2年9月に決定されました別段面積の設定により、宅地等に隣接する農地にあたるものでございます。

譲受人は、譲渡人より隣接する宅地および家屋を町の事業である空き家バンクにより売買譲渡を受けたものであり、譲受人は家庭菜園として当農地を活用するものであります。

このことにつきましては、町当局の総合政策課より、空き家バンク登録者であることの証明申請を受けております。

以上から、農地法第3条第2項の要件には当たらないものと思われま

す。なお、倉村地区担当の菊地照雄推進委員より、以上の件および親戚等が当町内に多数おられ、地域内交流もすでに行われていることが確認できているため、この度の基準には該当するとの報告を事務局において承っております。以上です。

○議長（渡部 功会長） ただいまの事務局説明について質疑、ご意見等ございませんか。発言のある方は挙手を願います。

○農業委員（玉川勝久委員） はい。

○議長（渡部 功会長） はい、4番、玉川勝久くん。

○農業委員（玉川勝久委員） はい。申請書の方には、許可あり次第贈与し引き渡ししますって書いてあつけど、議案書の6ページには売買による所有権の移転って書いてあつて、どっちがなんだろ。

何て言うんだ、提出議案違うだべ、10ページの一番下には許可あり次第譲渡し引き渡ししますつうだけど、これ売買なだべ。

○議長（渡部 功会長） 権利の設定、移転の関係、一番下の段だよな。

○農業委員（玉川勝久委員） そう、10ページの一番下のところ、贈与になつてけど、結局売買で。

○議長（渡部 功会長） まあ無償ってなつてからな。

○局長（大竹浩二事務局長） はい。

○議長（渡部 功会長） はい、局長。

○局長（大竹浩二事務局長） はい。ここにありますように無償でありますので、正式には贈与なのかなつていうところもあるんですが、別の書類にも譲り受けての耕作管理っていう部分があるもんですから、言葉の表現としてどちらが正しいのか。

贈与になると、今度、贈与税の部分がありまして、取得税になるのか、贈与税になるのかという話になってきますので、その違いかなとは思いますが。

この件につきましては、大変申し訳ございませんが、司法書士の方に、再度確認させていただきたいと思っております。言葉だけの違いと思っただけであればと思っております。無償には変わりはないです。

○農業委員（玉川勝久委員） 分かりました。

○議長（渡部 功会長） その他ありませんか。なければ、これで質疑を終わります。

これから、議案第 4 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についての件を採決いたします。

お諮りします。

本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○議長(渡部 功会長) 全員賛成でありますので、議案第 4 号 農地法第 3 条の規定による許可申請については、原案のとおり許可するものと決定されましたので、申請を許可することといたします。

日程第 6	議案第 5 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について
日程第 7	議案第 6 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について
日程第 8	議案第 7 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について
日程第 9	議案第 8 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について
日程第 10	議案第 9 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について
日程第 11	議案第 10 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について
日程第 12	議案第 11 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について
日程第 13	議案第 12 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について
日程第 14	議案第 13 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について

○議長(渡部 功会長) 日程第 6、議案第 5 号 農地法 3 条の規定による許可申請についての件から日程第 14、議案第 13 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についてまでの 9 件を一括議題といたします。

なお、議案の朗読を省略します。

次に、議案の説明、推進委員からの報告および検討事項の説明を求めます。

○局長(大竹浩二事務局長) 議長。

○議長(渡部 功会長) 局長。

○局長(大竹浩二事務局長) 議案第 5 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についてから、議案第 13 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についての件を一括で説明させていただきます。

この度の許可申請につきましては、農業法人を有する [REDACTED] が、落合地区および音金地区における農地で営農を行いたいための賃借権設定の申請となっております。

議案書につきましてはページ7からページ15となっておりまして、議案資料といたしまして、ページ11からページ29までが許可申請書、ページ31からページ33までが申請内容一覧、ページ34が申請箇所一覧、ページ57からページ59までが申請箇所位置図となっております。

まずはじめに、XXXXXXXXXXは、数年前より当町内で営農活動を行っているところでありますが、所有する農地または賃借権設定を受けている農地がない状態であり、いわゆる無届状態でこれまで営農を続けておりました。

これらは今年度に入り、農地所有者からの苦情が相次いだことから発覚したものであり、このことを受けまして農業委員会として聞き取り調査や指導を行ってきた結果、農地所有者との交渉がまとまったとのことで、農地法第3条規定の許可申請に至ったものであります。

議案資料の方のページ34をお開きください。

XXXXXXXXXXからは、農地の筆ごとに許可申請書を区分してきたことでありますが、かなりの数になりますことから、賃借権設定の譲渡人、いわゆる所有者ごとに議案をまとめさせていただきました。

左側のナンバーは農地法3条申請番号であります。

今回の申請面積は、合計で19筆、83,824㎡となっております。

このうち、落合地区は18筆で80,524㎡、音金地区は1筆で3,300㎡でございます。

で、大変申し訳ありませんが、資料の訂正が一点ございます。その議案資料の方のページ31をお開きください。

今回の審議には、さほど影響はいたしません、ページ31の番号3の下側にあります、いわゆる譲渡人側のXXXXXXXXXXの経営面積でございますが、田がゼロとなっております。こちら誤りでございまして、20,900㎡。それから畑が103,041㎡、合計が123,941㎡の誤りでございます。

それから、次の32ページ、33ページでございますが、申請面積で言うと8番から11番まで、畑の面積が、申請面積の方ですが、例えば8番、畑で9,799㎡となっておりますが、合計が空欄になっております。これそっくり上の数字がきまして9,799㎡。同じように番号の9番、10番、11番それぞれ合計欄が抜けておりましたが、同じ数字が入ってきますので、訂正方よろしくお願ひしたいと思ひます。

で、先ほどの説明に戻らせていただきますが、今回、XXXXXXXXXXにつきましましては、農地所有者との契約交渉がまとまったものについて申請がなされたものであり、実際に春以降に営農を希望されている農地はまだあるとのことで、契約交渉がまとまり次第、今後は農用地利用集積計画による利用権設定で提出がなされる予定でございます。

まず、落合地区について説明いたします。

議案番号は、議案第 5 号から議案第 12 号であります。議案資料のページ 57 と 58 をご覧ください。位置図の方でございます。

ページ 57 が落合字ジイゴ坂地区の申請箇所であり、ほぼ団地化した賃貸借の状況となっております。

このうち、ジイゴ坂 4 番地と 6 番地の間、それから 6 番地と 9 番地の間が抜けておりますが、4 番地と 6 番地の間は二筆ございますが、営農の予定はなく、6 番地と 9 番地の間となる 7 番地と 8 番地は、今後、農用地利用集積計画による利用権設定で申請がなされる予定とのことでございます。

ページ 58 は落合字猿楽地区の位置図となっております、こちらの予定箇所は、これで全部のようでございます。

次に、音金地区になります。

議案番号は、議案第 13 号であります。議案資料のページ 59 の位置図をご覧ください。

こちらは、旧南小学校裏にあたるところでございますが、実際には、もともとは旧南小学校に隣接する、小さくてちょっと見え辛かったら申し訳ございませんが、203 番地から黄色部分の下側以降まで一体的に、無届ですが、借り受けていたものでございます。

この一帯を畦畔や区切りなどをなくした一団地に行っている状況で、今回その一部分である 226 番地のみが交渉成立したとのことで申請に至ったものであります。

この一帯につきましましては、堆肥が山積みになったままの状態です。所有者からも返却が求められていること、音金地区担当の農業委員からの報告もありますので、申請に至らなかった部分につきましまして、今後の申請がどうなるかは不透明であります。

続きまして、検討事項の説明をさせていただきます。

こちらは、本日配布の別紙資料、農地法第 3 条許可申請にかかる基準について

いう資料をご覧ください。

こちら、以前の定例総会の際にも配布してございますが、同じものがございます。

この2ページ目は議案第1号、第2号でございますが、3ページ目に議案第3号から第12号とあります。

これが落合地区は、一括で審議してよろしいのではないかなということでもとめさせていただきました。

次のページが、議案第13号、音金地区の場合ということで見ていただければと思います。

まず、一つ目の落合地区、議案第5号から第12号についてであります。

この農地法第3条第2項の第1号であります。すべてを効率的に利用して耕作しない場合は許可しないということを取ってもらえればなんですが、一体的な団地化形成がされておりますので、こちらには該当はしないというふうに思われます。

次に、第2号、農業生産法人以外の法人が権利を取得しようする場合ということでございますが、農業生産法人に当たりますので、こちらにも該当はしないと思われます。

次に第3号、信託の引受けにより権利が取得される場合ですが、信託ではありませんので、こちらも該当はいたしません。

次に第4号、常時従事しない場合ですが、複数の従業員を抱えまして、農業生産法人としての届出と一緒に提出されておりますので、こちらも該当はしないものと思われます。

次に第5号、下限面積に達しない場合ですが、現在の所有および賃借権設定を受けている農地はゼロですが、今回の落合地区で80,524㎡、8町、5反となる見込みであり、該当はしないものと思われます。

次に、転貸の場合でございますが、今回の申請農地はすべて[REDACTED]で営農を行うとのことですので、転貸にはあたりません。

最後に、地域との調和に支障を生ずるおそれがある場合でございますが、これまでの[REDACTED]側の行為といたしましては、これに該当するものと思われませんが、今回この解消に向けまして、農地所有者との契約交渉が行われ、この契約が成立の見込みから申請に至ったものであり、ある程度のわだかまりは解消されたものと思われます。また、実際に現地調査の際に所

有者にも立ち会っていただきまして、その際支障を来たすご発言などはなかったことから、支障を生ずる恐れはなくなったものと思っております。

次に音金地区の議案第 13 号ですが、まず第 1 号ですが、一団地化し畦畔や境界なども不明であるという現状でございまして、隣接農地の賃貸借ができるかどうか不透明であることから、判断しがたいものであるというふうに事務局側では考えております。

次に、第 2 号から第 4 号までは、落合地区同様で該当しないものと思われ

ます。
次に、第 5 号につきましては、現在の所有および賃借設定を受けている農地はゼロで、前議案の落合地区分も含めての考え方となります。

第 6 号につきましては、落合地区同様、転貸にはあたりません。

第 7 号につきましては、落合地区同様にこれまでの行為はこれに該当するものでございまして、隣接農地所有者との交渉も難航していることを考慮すると疑問が生じるところでござい

ます。
以上が、議案の説明、検討事項の説明でござい

ますが、落合地区の星 陽一郎推進委員、音金地区の星 昭正推進委員より、当説明同様の報告を事務局が承っておりますので、お知らせさせていただきます。

以上です。
○議長（渡部 功会長） ただいまの事務局説明について質疑、ご意見等ございませんか。質疑のある方は挙手を願います。ございませんか。

では、一時休議します。

（午後 2 時 1 7 分）

（休議）

（午後 2 時 2 9 分）

○議長（渡部 功会長） 再開します。

これで質疑を終わります。

これから、議案第 5 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についての件を採決します。

お諮りします。

本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（渡部 功会長） 全員賛成でありますので、議案第 5 号 農地法第 3 条

の規定による許可申請については、原案のとおり許可するものと決定されましたので、申請を許可することといたします。

これから、議案第6号 農地法第3条の規定による許可申請についての件を採決します。

お諮りします。

本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

○議長(渡部 功会長) 全員賛成でありますので、議案第6号 農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり許可するものと決定されましたので、申請を許可することといたします。

これから、議案第7号 農地法第3条の規定による許可申請についての件を採決します。

お諮りします。

本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

○議長(渡部 功会長) 全員賛成でありますので、議案第7号 農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり許可するものと決定されましたので、申請を許可することといたします。

これから、議案第8号 農地法第3条の規定による許可申請についての件を採決します。

お諮りします。

本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

○議長(渡部 功会長) 全員賛成でありますので、議案第8号 農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり許可するものと決定されましたので、申請を許可することといたします。

これから、議案第9号 農地法第3条の規定による許可申請についての件を採決します。

お諮りします。

本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

○議長(渡部 功会長) 全員賛成でありますので、議案第9号 農地法第3条

の規定による許可申請については、原案のとおり許可するものと決定されましたので、申請を許可することといたします。

これから、議案第 10 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についての件を採決します。

お諮りします。

本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

○議長（渡部 功会長） 全員賛成でありますので、議案第 10 号 農地法第 3 条の規定による許可申請については、原案のとおり許可することと決定されましたので、申請を許可することといたします。

これから、議案第 11 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についての件を採決します。

お諮りします。

本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

○議長（渡部 功会長） 全員賛成でありますので、議案第 11 号 農地法第 3 条の規定による許可申請については、原案のとおり許可するものと決定されましたので、申請を許可することといたします。

これから、議案第 12 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についての件を採決します。

お諮りします。

本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

○議長（渡部 功会長） 全員賛成でありますので、議案第 12 号 農地法第 3 条の規定による許可申請については、原案のとおり許可することと決定されましたので、申請を許可することといたします。

これから、議案第 13 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についての件を採決します。

お諮りします。

○農業委員（星 正喜委員） 議長。

○議長（渡部 功会長） はい、2 番。

○農業委員（星 正喜委員） 2 番、星ですけども、この案件につきましては、

南会津高原ファームさんに、地元の地域者とよくお話しをしていただいて、時間を取っていただけるよう、ここで決議するのではなく、留保していただきたい。そういうふうに思います。

- 議長（渡部 功会長） ただいま 2 番、星 正喜委員より留保の意見がございましたが、これに賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

- 議長（渡部 功会長） 全員賛成でありますので、議案第 13 号 農地法第 3 条の規定による許可申請については、留保するものと決定されましたので、申請者に対して、その旨通知いたします。

なお、留保の理由につきましては、2 番、星 正喜委員よりあったとおりといたします。

日程第 1 5 議案第 1 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

- 議長（渡部 功会長） 日程第 15、議案第 14 号 農地法第 5 条の規定による許可申請についての件を議題といたします。

なお、議案の朗読を省略いたします。

次に、議案の説明、推進委員からの報告および検討事項の説明を求めます。

- 局長（大竹浩二事務局長） 議長。

- 議長（渡部 功会長） 局長。

- 局長（大竹浩二事務局長） 議案第 14 号 農地法第 5 条の規定による許可申請についての件を説明させていただきます。

議案書ページ 16 をお開きください。

譲渡人、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXX。譲受人、XXXXXXXXXX
XXXXXXXXXX XXXXXXXXXX XXXXXXXXXXによる砂利採取による一時転用です。

申請箇所はXXXXXXXXXX、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXの 3 筆で、5,942 m²となっております。

この内容をまとめたものが議案資料の方のページ 54 でございます。議案資料のページ 60 に位置図を添付してございます。

また、議案資料のページ 35 からページ 44 に申請書および計画概要を添付しております。

概要説明につきましては、資料の事前配布により省略させていただきます。

次に検討事項の説明ですが、本日配布させていただきました議案第 14 号 農地法第 5 条検討事項という資料をご覧ください。

こちらが農地法第 5 条にかかる検討事項の一覧となっております。

検討事項といたしまして 9 項目ございますが、事務局による事前確認では、全項目で適正、適当もしくは該当なしであり、一時転用を許可することに支障はないものと思われまます。

なお、落合地区担当の星 陽一郎推進委員からも同様の報告を事務局にて承っておりますことをご報告させていただきます。

以上です。

○議長（渡部 功会長） ただいまの事務局説明について質疑、ご意見等ございませんか。発言のある方は挙手を願います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（渡部 功会長） 質疑がないものと認め、これで質疑を終わります。

これから議案第 14 号 農地法第 5 条の規定による許可申請についての件を採決します。

お諮りします。

本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

○議長（渡部 功会長） 全員賛成でありますので、議案第 14 号 農地法第 5 条の規定による許可申請については、原案のとおり許可するものと決定されましたので、県農業会議へ意見を求め、県に対し進達することといたします。

日程第 16 議案第 15 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

○議長（渡部 功会長） 日程第 16、議案第 15 号 農地法第 5 条の規定による許可申請についての件を議題といたします。

なお、議案の朗読を省略し、次に議案の説明、推進委員からの報告および検討事項の説明を求めます。

○局長（大竹浩二事務局長） 議長。

○議長（渡部 功会長） 局長。

○局長（大竹浩二事務局長） 議案第 15 号 農地法第 5 条の規定による許可申請についての件を説明させていただきます。

(午後 2 時 4 6 分)

(休憩)

(午後 3 時 2 4 分)

日程第 1 7 議案第 1 6 号 令和 3 年度農業労賃標準額について

○議長（渡部 功会長） 再開します。（午後 3 時 2 4 分）

お手元に配布されましたか、配布漏れありませんか。

それでは日程第 17、議案第 16 号 令和 3 年度農作業労賃標準額についての件を議題といたします。

なお、議題の朗読、説明を省略します。

質疑に入ります。質疑、ご意見等ございませんか。質疑のある方は挙手を願います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長（渡部 功会長） 質疑がないものと認め、これで質疑を終わります。

これから、議案第 16 号 令和 3 年度農作業労賃標準額についての件を採決します。

お諮りします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

○議長（渡部 功会長） 全員賛成でありますので、議案第 16 号 令和 3 年度農作業労賃標準額については原案のとおり決定されました。

以上で、本定例総会の会議に付された案件は全て終了いたしましたので、これで会議を閉じます。

これを持ちまして、令和 3 年 2 月定例総会を閉会といたします。ありがとうございました。

(午後 3 時 2 6 分)

農業委員会等に関する法律第33条の規定により署名する。

令和3年2月16日

下郷町農業委員会 会長

同 署名委員

同 署名委員